

## 東京会計グループ設立時の趣旨（平成4年 当グループ5周年記念パンフレット記載）

### 東京会計グループの紹介

#### 1 特色

有資格者（税理士）を中心とした専門化集団  
ノートパソコンを活用した現場主義とパソコン自計化指導による効率的業務の実現  
独自の会計帳簿等による簡便な経理業務の実現  
税理士受験生の育成を通じたグループの活性化  
共同事務所による継続性の確保

将来は顧客の発展に合わせた全国サービスへ

#### 2 指向する会計事務所

優秀なスタッフ  
業務の合理化  
納税者の立場に立脚したサービスの実現

#### 3 基本方針

租税法律主義	税理士受験生の育成
秘密及び時間厳守	税理士の相互扶助
現場主義	

##### <指向する会計事務所>

#### (1) 優秀なスタッフの育成（専門知識の習得と実務への応用）

スタッフは税理士及び受験生で優秀な者であること。

我々の業務は専門職であり、知識が基本である。試験に合格することは、知識、そして課題の整理、解決の段取りが出来るということであり、一言で言えば、問題を整理、判断、対処できることの立証である。

実務には唯一の答えは無い。税務以前の価値判断もあり、前提条件等により異なり、納税者の立場により答えは異なるものである。それを、より満足させたいと思えば、判断する人間に一定の実力があることが必要である。

#### (2) 業務の合理化（原価の縮減、経済基盤の確立）

まず、事務所の方針として原価の縮減努力、具体的には処理投下時間の短縮である。利益は売り上げと原価の差額概念であり、原価を縮減することにより納税者に対する顧問料を抑えることが出来、同業者との差別化が図れる。

その為に優秀なスタッフ業務の中でのコンピューターの能力、特性に合った位置付け、業務の統一化、平準化が必要である。その結果、適正価格で事務所の質を落とさずに、事務所は継続、発展できる。

#### (3) 納税者の立場に立脚した適切な会計・税務助言とその継続性

我々は、顧問先より顧問料を頂くことにより事務所を運営し、各スタッフ及びその家族は経済面で生活することが出来る。その為には、より良いサービスを継続して提供できる体制を作る必要がある。そこで必要となるのがバランス感覚だと思ふ。

## <基本方針>

### (1) 租税法律主義

わが国は法治国家であり、日本国憲法第 30 条は国民の義務として「納税の義務」を規定すると共に、同第 84 条で「課税」について、同 29 条で「財産権」を規定しています。これらの条文は何人も法律の規定に依らなければ納税の義務もないし課税も出来ないというものです。

また、税理士法第 1 条は、税理士の使命について述べています。

私の職業としての税理士の立場は、納税者（顧客）の立場に立って法律を解釈し、世間常識とのバランスを持って実務を行うというものです。

巷間良く「税理士は脱税の指南役」と言われる場合がありますが、私見ではそんな時代ではないというのが正直なところです。

税金は社会のルールであり、企業経営上は継続発展の為のコストです。

事実を確認して納税の義務の有無について法律の要件を解釈、適用するのが税理士本来の仕事である訳であり、「脱税の指南役」というスタンスでは事務所に優秀な人材は残らないし、これは企業組織においても然りだと考えます。

憲法 29 条（財産権） 財産権はこれを侵してはならない

憲法 30 条（納税の義務） 国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負ふ

憲法 84 条（課税） 新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税理士法第 1 条（税理士の使命）

税理士は税務に関する専門家として独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

### (2) 秘密及び時間厳守

税理士法第 38 条に「秘密を守る義務」があります。

職業上税理士は大切な金銭を扱う訳であり、金銭はその人の価値観等の表裏をなすものです。

会計、税法の解釈に於いても何を目的とした経済行為なのかによって一つの事実についての解釈が出てきます。正確な解釈の為に当然本人は秘密にしたい事についても説明して頂く必要が出てくる訳で、業務の必要上知り得た事項について秘密厳守は当然の事と言えます。

次に、時間厳守については、税理士業務は役務提供を業とした時間商売であり、報酬は業務の質と投下時間の結晶だとすれば、まず、「時間厳守」そしてその補足としての「適切な連絡」は方針として明記すべき事です。

税理士法第 38 条（秘密を守る義務）

税理士は正当な理由が無くて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においてもまた同様とする。

### (3) 現場主義

我々は数字を扱う仕事であり、数字には抽象的部分が結果としてはあり得ません。

という事は、より正確な処理が求められるという事であり、より正確な処理をする為には専門知識と共に事実を適確に押さえる必要があります。

その為には帳簿の根拠を確認する必要があり、「企業活動の現場での仕事」を原則とすべきという結果になります。そして「簿記」は一種の整理、集計作業なのでより正確な数字を把握する為には現場で集計まで終了させた方が「事実確認」が早いのです。

また、もう一つの目的として集計結果を「経営資料」としてより早く提供した方が経営判断の一助となるという事であります。情報は加工され、より早く提供されなければ価値は半減するからです。

以上、より正確な処理と情報提供という二つの理由により東京会計グループでは「ノートパソコンによる現場主義」を原則としています。

#### (4) 税理士受験生の育成

税理士受験の特色の一つとして長期間の勉強が挙げられます。

これは受験の難易度が高いからです。一科目の合格者が10%として五科目合格するまでには最終的には全受講生4~5万人に対して合格者が900人前後であるから、2%の合格率ということになり、現在は無職で3年~5年、仕事をしながらであれば10年でも早い方だと思われます。その為、体力、気力、知力そして経済力、家庭環境等、個々の要素の総合力の競争となります。

我々、グループの税理士は全員一般試験合格組ですが、受験中思った事の一つに、「もし合格したら、微力なりとも、この業界を目指す実績と可能性のある人に対して、気力、経済力面で何か出来ることはないか、それを実践する事で事務所の活性化となり、組織の求心力となり得ないか」という事でした。

有為な人材に、他会計事務所より少しでも有利な受験環境を提供すること。それも社会貢献であり、仕事をする一つの励みだと考えます。

#### (5) 税理士の相互扶助

受験時代は合格さえすれば生活は当然楽になるものだと思っていました。しかし合格してみると「税理士業も客商売である」という現実によく対峙する事となり、営業の必要性を感じました。

そして営業し、毎月顧客が一件ずつ増加し、種々の業務、そして種々の相談をやっていくうちに専門家として、己の無力を痛感させられる事となりました。何故なら、営業、そして実務ばかりの毎日では、税理士業務の基本である専門知識が陳腐化していくのです。

税法は、経済活動に付随するものであり、生きているし、改正は毎年行われます。そして業務は専門化、細分化していき、事務所運営に要する投下資本は社会が安定化すればするほど増加していきます。税法改正、専門化、細分化、投下資本の増大等、これらの問題を解決する手段として我々は「共同事務所」を指向しました。

税理士業務が専門的知識を提供することにより、対価として報酬等を頂き、経済的生活基盤とするものであるなら、「税理士を中心とした専門化集団」を目指すしかないのです。

専門職ですから知識のない者が何人集まろうとどうしようもないし、0の乗数は0であり、多様な業種に接する会計事務所の業務の質は、一個人の能力、知識で完結継続できるものではなく、事務所全体で維持発展させないと社会に適応できません。

そして、共同事務所のもう一つの必要性は事務所の継続性です。税理士資格は一身専属のものであり、もし私が死亡すれば、申告書は期限に間に合わないし、職員の生活は保障されません。

この事実を知っていて、その対処をしないことはお世話になる顧客と職員に対して無責任としか言えません。会計事務所も、企業と同じく継続性も考慮すべき事です。

「安定したより良いサービスを顧客に継続的に提供すること」。これが結果的には税理士の相互扶助と事務所発展の基本だと考えます。

以上